

知ってほしい! 共済会制度のコト

岩田屋三越支部発信

三越伊勢丹グループ共済会の制度を岩田屋三越支部の皆さんに、もっと身近に感じて活用してもらえよう、各制度のポイントを分かりやすく発信していきます。

対象：L会員（月給制の方）
S会員（時給制の方）

Vol.7 死亡共済給付金・供花・弔電

共済会会員本人およびその家族（配偶者・子女・父母）が死亡したときに給付されます。

【死亡共済給付金】

会員本人が死亡したとき

- L会員 50,000円
- S会員 35,000円

* 給与口座もしくは、指定口座へのお振込となります。

配偶者、子女、父母が死亡したとき

- L会員 30,000円
- S会員 20,000円



【供花・弔電】

ご希望の場合は、葬儀（通夜）の斎場へお送りします。

※三越伊勢丹グループ内に配偶者や兄弟、親子等が在籍している場合、供花は1名分のみ手配します。（重複給付は行いません）

※給付には、必ず訃報の申請手続きが必要です。

申請までの流れ（ご家族死亡の場合）

①本人より所属へ連絡

所属を通じて、電子申請（承認ワークフロー）をしてもらうため、まずはご自身の所属へ連絡をしてください。



②所属で詳細を聞き取る

電子申請に必要な情報を聞き取ってください。

1. 故人について
（お亡くなりになった年月日、氏名、会員との続柄、享年）
2. 通夜・告別式について
（日時、斎場名・住所・電話番号、
3. 喪主について（氏名、故人との続柄）
4. 供花と弔電の有無
5. グループ内に家族がいるか
（いる場合は、会員との続柄、所属、氏名）
6. 弔慰金の振込先について
（給与口座もしくは指定口座）
7. 社内ポータル掲示の有無



③所属より電子申請をする

会社PCの「特定業務」⇒「承認ワークフロー」より、共済会関連の「訃報」を選択し、申請をします。

※注意事項

申請後は、選択した承認者へすぐに承認をしてもらうよう連絡を入れてください。
供花や弔電が間に合わない場合がございますので迅速なご対応をお願い致します。

共済会制度案内は、共済会HP
「制度内容のご案内」から詳細を確認できます。<http://www.imgu.or.jp/kyousai/>

★お問い合わせはこちら★
組合事務所（今泉ビル1F）
内線 815-3197
外線 092-712-6870